

障害者加算の誤認定による生活保護費の過払い及び不支給について

生活保護受給者A様に対して、全く別人（B様）の身体障害者手帳の情報に基づき、要件のない障害者加算を認定してしまった結果、A様の保護費に過払い（25年11月～30年1月合計897,860円）を行ってしまいました。また、B様については、障害者加算の不支給（25年9月～26年2月合計105,600円）が生じてしまいました。

ご迷惑をおかけした方にお詫びするとともに、市民の皆様の信頼を損ねたことにつきまして心からお詫びを申し上げ、今後はこのようなことがないように再発防止に努めてまいります。

1 経緯等

- 平成25年10月15日 B様から、身障手帳3級（聴覚）取得の報告を受け、担当者が手帳の写しを受理
- 平成25年12月10日 A様に、認定要件がない障害者加算（月17,600円）を平成25年11月1日付で認定。
- 平成26年5月1日 B様の障害者加算（月17,600円）を認定（3月分から支給）
※この加算の認定の際に、本来なら平成25年9月分より加算の支給を受けられたことも説明した上で、謝罪しご理解をいただいております。
- 平成30年1月16日 A様が入院、死亡したため、生活保護費の変更を行った際、現担当がA様に認定されている加算の誤りに気付く。
- 平成30年1月22日、31日 A様の妻に現担当が電話及び家庭訪問し、経緯についての説明と謝罪。
平成25年11月～平成30年1月分の過払い額897,860円について、分納で返還いただくことを同意。

2 事務ミスの原因

- 平成25年当時の担当者が、別人の身障手帳の写しをA様のケースファイルに誤って綴り、それに気付かずA様の保護決定を行ってしまいました。また、係長・課長も誤りに気付かず決裁をしてしまいました。
- 基準改定等の保護内容の変更の際には、受給者の生活状況を記したケース記録と加算等の保護決定の状況とを見比べ、矛盾がないかを確認し、その根拠資料として、障害者手帳や年金証書等の写しが添付されているか、点検を行います。平成25年11月当時からこれまでの間、担当者や責任職の交代はあったものの、確認点検作業が形骸化していました。

3 再発防止策

- 3月からの30年度保護基準改定に伴う作業時に、健康福祉局が示した「加算チェックシート」を利用し、全ケースを点検します（30年3月末目途）。その際、根拠資料も確実にチェックすることについて、全職員及び責任職に周知徹底します。
- 生活保護システムより抽出したデータを利用し、加算の認定情報と加算要件との整合性について突合し、確認作業を進めています。
- 加算の初回認定時には加算チェックシートの添付を必須とし、要件の確認・挙証資料との照合を担当者・係長・課長の三者がそれぞれ行います。

お問合せ先

瀬谷区生活支援課長 豊島 久明 Tel 045-367-5700